

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則……………（住宅政策本部民間住宅部不動産産業課）…

告示

○令和六年第二回東京都議会定例会の招集……………（財務局主計部議案課）…
○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（二件）……………
……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…

規則

東京都宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年五月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百十八号

東京都宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

東京都宅地建物取引業法施行細則（昭和四十年東京都規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「、使用人又は宅地建物取引士」を「又は使用人」に改める。

附則

この規則は、令和六年五月二十五日から施行する。

告示

●東京都告示第百四十二号

令和六年第二回東京都議会定例会を、五月二十九日に招集する。

令和六年五月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第百四十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和五年東京都告示第千二百八十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年五月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

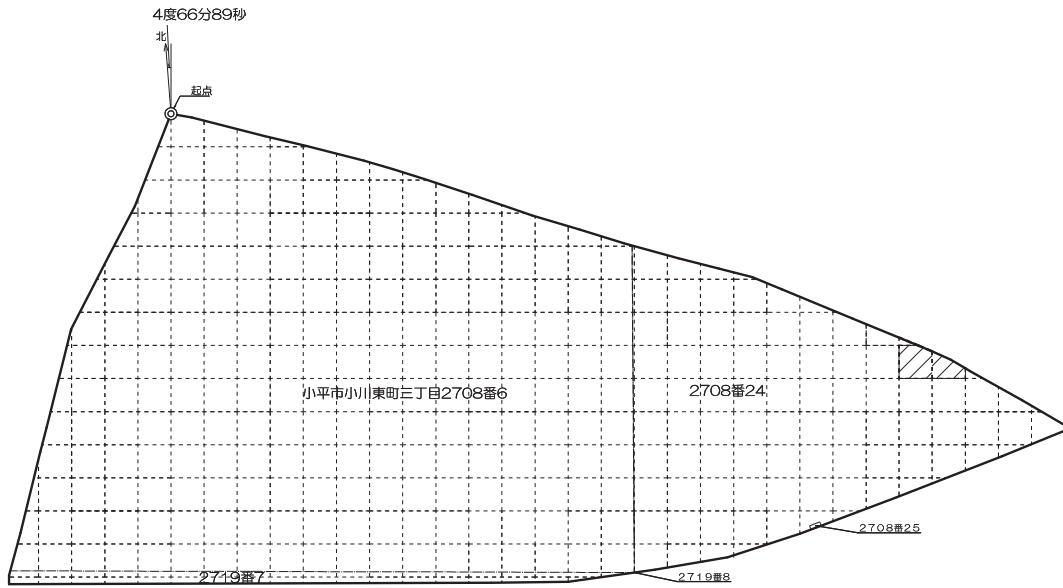
一 指定を解除する区域 別図のとおり（小平市小川東町三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、クロロエチレン、一・二ジクロロエチレン及びベンゼン

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特

定有害物質の種類 鉛及びその化合物
四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【起点】
起点は、小平市小川東町三丁目2708番6の最北端とする。

【格子の回転角度（4度66分89秒）】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡 例	
——	敷地境界
---	筆境界
----	単位区画
////	指定を解除する区域

●東京都告示第六百四十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和五年東京都告示第千二百八十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年五月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

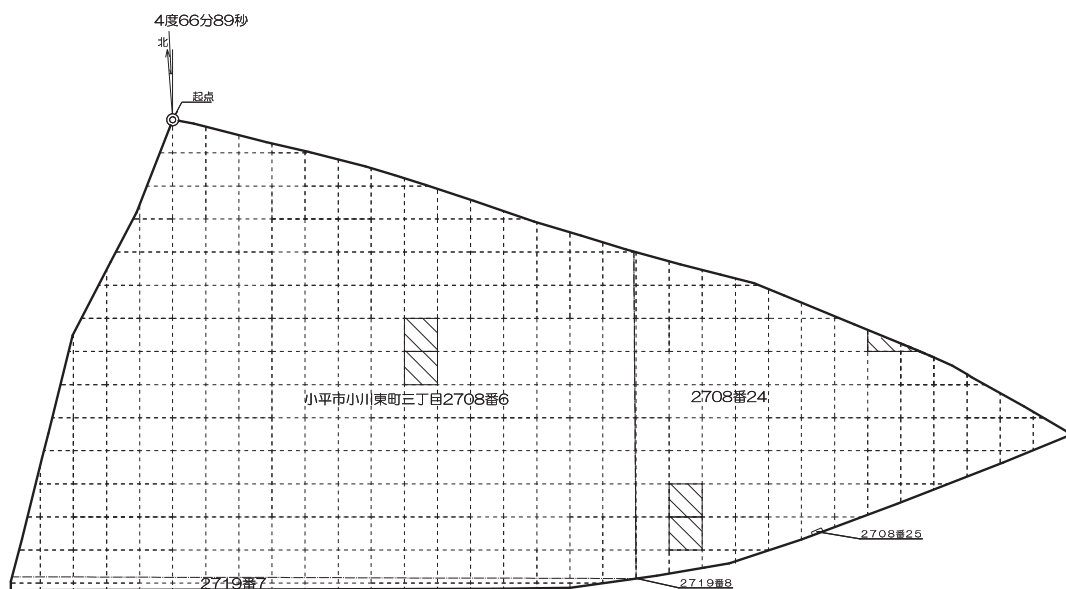
一 指定を解除する区域 別図のとおり（小平市小川東町三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【起点】
起点は、小平市小川東町三丁目2708番6の最北端とする。

【格子の回転角度（4度66分89秒）】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡 例	
—	敷地境界
- - -	筆境界
· · · ·	単位区画
▨	指定を解除する区域

発行	東京
電話	東京都新宿区西新宿三丁目八番二号
	〇三(五三二)一一一一(代)
郵便番号	163-8001
定価	本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)
印刷所	三鈴印刷株式会社
電話	東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一
	〇三(五二七六)〇八一(代)
郵便番号	101-0051